

第 17 回 成年後見制度利用促進専門家会議

適切な後見人等の選任・交代の推進等



令和 6 年 10 月 11 日（金）
最高裁判所事務総局家庭局

地域連携ネットワークワーキング・グループにおける試行への協力

専門職後見人等の不適正・不適切な事務に関する連絡シートの作成



- 市町村・中核機関から家庭裁判所に対して、専門職後見人等の不適正・不適切な事務に関する連絡が円滑に行われることを目的として、書式（「連絡シート」）を作成するなど。
- ※市町村・中核機関が家庭裁判所に最低限伝えるべき情報を示すとともに、試行による課題や成果の洗い出しに支障が出ないように配慮して、本試行のために試作したもの。

試行地域における協議



- 試行地域の家庭裁判所において、市町村・中核機関や専門職団体と協議。
- 地域の実情に応じて、裁判所の役割や裁判所との連携の在り方について丁寧に説明を行い、関係機関との相互理解に努めた。

家庭裁判所に寄せられる苦情等の把握



- 最高裁家庭局において、全国の家庭裁判所に寄せられる苦情等を収集した。

地域連携ネットワークワーキング・グループにおける試行の結果

試行期間中に、市町村・中核機関から連絡シートが提出された事案は2件

- 1 不適正・不適切な事務を疑わせる具体的な事情はなかったものの、連絡シートが提出された事案。
- 2 不適正・不適切な事務を疑わせる具体的な事情があったが、市町村・中核機関と専門職団体の関与により解決できる場合があることが明らかになった事案。



家庭裁判所が解任権を背景とした「ハードな介入」を行うよりも、市町村・中核機関と専門職団体が連携して、権利擁護支援チームに対する「ソフトな関与」を行うことで安定した後見事務が確保される場合もある。

市町村・中核機関、専門職団体、家庭裁判所といった関係機関が連携し、お互いの機能・役割を噛み合わせつつ、地域全体としてどのような解決を図ることが最も本人のためになるかという観点から、対応を検討していくことが重要。

権利擁護支援を行う三つの場面における機能

福祉・行政・法律専門職などの
多様な主体による「支援」機能

家庭裁判所による成年後見制度の
「運用・監督」機能

権利擁護の相談支援機能

- ・ 本人や関係者からの相談対応と制度説明
- ・ 権利擁護支援ニーズの精査
- ・ 成年後見制度の適切な利用の検討又は本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ

相談窓口の明確化と浸透等（第二期計画37頁）

制度利用の案内機能

- ・ 裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供・手続案内
- ・ 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内

権利擁護支援チームの形成支援機能

- ・ 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討
- ・ 適切な申立ての調整
- ・ 後見人に求められる役割や交代の方向性の確認等
- ・ 後見人の候補者と選任形態についての調整
- ・ 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チームの形成

申立ての時点における福祉的な観点を踏まえた支援体制の構築（それが見通せること）の重要性

適切な選任形態の判断機能

- ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向、対応すべき課題、後見人の候補者、選任形態等）を含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行う。

○ 申立時に示された事情等を踏まえた適切な選任

○ 後見人の選任に関するイメージや選任に関する基本的な考え方の共有等

権利擁護支援チームの自立支援機能

- ・ 支援方針や課題解決状況の確認時期等の共有
- ・ 後見人や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応
- ・ （必要に応じて）支援の調整や後見人の交代、類型・権限変更などの検討・調整

適切な後見事務の確保機能

- ・ 後見事務の監督処分
- ・ 適切な後見事務を確保する観点からの後見人に対する相談対応・助言等
- ・ （権利擁護支援チームの自立支援機能による検討や調整結果などを参考に）後見人の適切な交代や選任形態の見直し

適時・適切な連絡体制の構築等

申立前の福祉・行政等による支援・調整と家庭裁判所の判断

申立前の
支援・調整

福祉・行政等

権利擁護支援方針の検討など

- ・ 成年後見制度の利用を開始する方が適切かなど

権利擁護支援を行うことのできる態勢を作るための支援

- ・ 対応すべき課題や後見人に求められる役割等の確認
- ・ 課題解決後の後見人等の交代の方向性の確認
- ・ 後見人等の候補者と選任形態の調整

判断

家庭裁判所

福祉・行政等による支援や調整の結果を十分に考慮して**判断**

相互理解

受任者調整会議の見学等の取組など

後見人等選任後における
本人を中心とした
チーム支援



苦情を生じさせないための土壌



福祉・行政等と家庭裁判所がお互いの役割を噛み合わせることが重要

家庭裁判所における運用改善のための取組



①統一された報告書式の策定

- **身上保護や意思決定支援に関する事情も適切に把握できる報告書式の策定【令和7年4月から運用開始予定】**
報酬算定の在り方のみならず、後見人等の身上保護事務に関する事情を適切に把握するために、全国的に統一された後見等事務の報告書式を策定した（身上保護や意思決定支援に関する報告項目を設けたことで、身上保護事務を重視することのメッセージにもなっていると考えられる）。

②身上保護事務の評価

- **個々の法律行為等に着目して積算しないことを前提に、プロセス全体を見て身上保護を評価する。**
 - ・ 身上保護のプロセスにおいて特に労力を要した場合等の例外的な事情があるときに加算し、本人との面談を行っていない、支援者とも連絡を取らないなど、身上保護事務が不十分である場合には減額する方向。
 - ・ 報告量が多い分加算されるという性質のものではなく、事案としての性質を総合的に評価して加算を検討する。

③財産管理事務の評価

- **資産額が非常に高額であるために報酬額も高額になる事案については、事務負担の程度等事案全体を見て評価することで、従前よりも減額になることも考えられる。**
- **財産管理の付加報酬については、専門性を適切に評価するという観点から、法テラスの代理援助立替基準を参考にする。**
法テラス基準は民事法律扶助のための低額の水準であること、個々の事案の専門職の発揮する専門性（職域）に応じて報酬額が変動し得ることに留意する（事務の難易度や発揮された専門性が高い場合や管理財産が高額な場合は、法テラスの代理援助立替基準よりも高額な報酬が算定されることも考えられる。）。

④予測可能性の確保

- **報酬付与決定額の平均などの過去の実績を示すことで、できる限り予測可能性の確保に努める。**

適時・適切な連絡に向けた双方向の情報共有

将来的に市民後見人への交代を行う想定をしていた事案について、交代を検討すべき時期が来た場合や、地域連携ネットワークの関係者が後見人等の不正を把握した場合などにおいて、家庭裁判所と中核機関が適時・適切に連絡できるしくみを整える。（第二期計画4 1 頁）

「適時・適切な連絡」とは、双方向の情報共有の実現を指す。

家庭裁判所が福祉・行政等による「チーム形成支援・自立支援」につなげるに当たり、地域のどの窓口引き継げばよいか分からない場合がある。

例えば

- 本人に対する支援体制が整っていないことを理由に、各専門職団体から後見人の受任を断られる場合
※ 裁判所が手を尽くしても、1年以上、新後見人が見つからない事案もある。
- 家庭裁判所が、8050問題など、本人を含めた家庭の課題に気付く場合



後見人の不正等に関する連絡など

福祉・行政等による必要な支援体制の構築
に向けた取組につなげるための連絡など

